

社発第 T-505 号
2018 年 12 月 28 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

UBS ETF MSCI アジア太平洋株（除く日本）受益証券に係る貸借取引の申込停止措置の一部（制度信用取引による買いの現引きに伴う申込停止措置）解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、UBS ETF MSCI アジア太平洋株（除く日本）受益証券（1390）につきましては、下記のとおり申込停止措置の一部を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 申込停止措置の一部解除

2018 年 8 月 20 日付社発第 T-236 号により実施しております制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）および制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う貸借取引の申込停止措置のうち、制度信用取引による買いの現引きに伴う申込み（融資返済申込み）停止措置を解除することといたします。

なお、同銘柄に係る制度信用取引の新規売りに伴う貸株申込みおよび融資返済申込みにつきましては、引続き申込停止といたしておりますので、念のため申し添えます。

2. 解除日

2019 年 1 月 4 日（約定日）

以 上